

令和5年度 第1回三島市青少年相談室運営懇話会 会議録

- 1 開催日時 令和5年5月24日（水） 午後2時00分～3時00分
- 2 開催場所 三島市民生涯学習センター 3階 講義室
- 3 出席者氏名
(1) 委員 小塚三島市教育委員会教育長、西原三島地区保護司会代表、鎌野三島市PTA連絡協議会家庭教育委員長、長橋三島警察署生活安全課長、榎三島市民生委員児童委員協議会児童福祉部会長、鈴木スクールソーシャルワーカー、伊藤三島市校長会代表、鈴木教育推進部長
(2) 事務局 若林相談室長（生涯学習課長）、稻木係長、上田指導主事、武藤副主任、土屋主席相談員、小野田相談員
- 4 会議の公開・非公開の別 公開
- 5 傍聴人の人数 0人
- 6 委員への依頼状交付 委員1人に交付
- 7 教育長あいさつ
本日、令和3年度第1回三島市青少年相談室運営懇話会を開催したところ、委員の皆様方には、御多忙の中、御出席くださり厚く御礼申し上げます。本懇話会は、教育・民生・警察等の各関係団体を代表する方に委員をお願いしており、青少年相談室がその機能をよりよく発揮するために皆様の御意見をいただくことを目的に開催されています。青少年相談室の相談対象年齢は、幼児から25歳ぐらいまでの青少年となっているが、小中学生を対象とした、不登校や学校生活、家庭生活等の相談が多く寄せられている。子どもたちの取り巻く環境は、日々変化しており、特に昨年度は、新型コロナウィルス感染症の影響で、昨年3月以降5月まで学校が休校となり、子どもたちの環境は急激に変化しました。その中で、環境の急激な変化に対応できないお子さんや保護者の方が安心して相談のできる場として青少年相談室の役割は高まっていると考えている。今年度からGIGAスクールにより児童・生徒に1台タブレット端末が配布され、青少年相談室の相談員にも1台ずつ配備されたので、今後の活用について検討ていきたいと考えている。ゴールデンウィークを過ぎ、児童・生徒や保護者の方が悩まれるというケースも増えてきます。こうしたケースに対し、青少年相談室・ふれあい教室の8人の相談員・指導員が、保護者的心に寄り添い、子どもの気持ちを丁寧に聞き取りながら、一人一人にあった適切なアドバイス、指導を行うことを心掛けていますので、皆様、本日はよろしくお願いします。
- 8 青少年相談室事業、職員紹介
次第沿って生涯学習課長より紹介
- 9 座長選出 小塚教育長に座長を依頼
- 10 議題 ※次第資料のとおり
(1)令和4年度青少年相談室事業報告について事務局から報告

事務局から事業報告を行う

(座長) どなたかご意見はござりますか

(委員) 街頭補導に関する事項ですけれども、対象が、幼児から25歳ぐらいまでとご説明していただいた中で、三島市内ののみの活動ではあるものの、子どもたちの活動圏内としては、年齢が増すごと、市内よりも外へと移動しやすい。また、市外で魅力ある施設があるならば、なおさらそこに気が向くというのが自然だと思います。

そのような意味で、三島市の周辺を見ると、清水町さんに、いわゆる魅力ある施設ができる、施設も充実していると思います。私の目から見てゲームコーナーのスペースが非常に大きい施設群が近年でき上がったのかなと思っております。

清水町に近い学校区は三島の中心市街地に来るよりも、かえって近いエリアがあり、そこに行くのは当たり前の話だと思います。

したがって、情報交換を市内だけではなく、近接している市町との情報交換や、場合によっては、補導の対象とする施設として、市内だけに限ることがいいのかどうなのかというような視点も、その施設の内容に応じて、改めてどの施設を対象施設とするのか、また、その情報交換のあり方が今まで行っている内容でいいのかどうかっていうことも、施設や環境の変化に伴って、改めて評価を見直す必要があるのかな。と思った次第であります。

そういう観点で、近隣市町の情報交換がなされているのか、またそこから反映されているものが、あるのかどうか、また対策も含めて状況を教えていただければありがとうございます。

(事務局) 補導につきましては、昭和の時代からこの世相を反映しまして、様々な表われがあろうかと思います。私どもと近隣との連携については、近隣の県立、私立を含めた各高等学校と連携を持って、進めてまいりました。それぞれの状況に合わせて情報交換の機会を持ってまいりました。今年度につきましては、コロナ禍の影響というのもありまして、三島市内の高校のみと変更しました。

今後の情報連携につきましては、静岡県内、それぞれ東部、中部、西部、こちらですと、東部の補導連盟が、ございまして、こちらを通じてですね、広域的な情報を得ながら、各市町が対応している。そのような意味でこれまで連携は取れていると考える。

(座長) 連携は十分に取れているということであるけれども、昨年度は、コロナ禍で少しその部分が、昨年度に限っては、不十分であったことも課題として残っているということでございました。

ご意見本当におっしゃる通りだと思います。

年齢が上がるに従って子どもたちの行動範囲が広がって参りますので、三島市内での行動に限りませんので、やはり近隣市町との連携とは非常に重要であろうかと思います。

2ページの（2）会議研修会の中の四つ目の黒ポツですけれども、三島市問題行動担当者会議というのがございますけれども、特に中学校、小学校も中学校もそうですが、この会議では、他市町との関わり、子どもの動き等を、学校の生徒指導主任がよく掴んでおりますので、この場で情報共有をいたしております。

この会議に青少年相談室からも参加しているので、この場での情報共有というのは非常に大きなものもあるかと思います。ご意見をいただきましたので今後さらに、他市町の状況も掴んで、子どもたちの様子を伺う、細かに見ていくというふうなことを

心がけていきたいなと思います。

補導活動を行う範囲ですけど、パトロールを行う範囲につきましては、どういう形になるでしょうか。その辺は研究課題にしていただきたいなと思います。

ご意見ありがとうございました。

他にご意見はございませんか

(委 員) 先日、保護観察官という保護司の世話をしている沼津駐在の方に話を聞いたのですけども、三島地区はですね、少し少年事犯が多い、県内でも下から1番か2番で、件数として、24件中15件が、少年事犯らしいです。これが三島地区として、もしかしたら保護観察官の範囲が沼津地区なども含まれるのかもしれませんのでちょっとはっきりしないんですけど、この辺りの情報について、特に我々の方でよく考えるのが、覚せい剤ですね。この辺りの少年事犯で覚せい剤はないとは思うのですが、このあたりの状況がわかれれば教えていただきたい。

(座 長) この件に関しては、事務局よりも三島警察署生活安全課長の委員よりお願ひします。

(委 員) 少年事件に関してはですね、保護観察中の子どもが、家出をしたとかですね、そういうことに関しても、僕らはすぐ、保護観察官のほうに報告をしています。よその警察署はちょっとわかりませんけども、些細な情報でも、例えは万引きをしたであるとかですね、万引きに関わったとかの情報についても保護観察中のものであれば、すぐに連絡をするような状況にあります。したがって、三島は割りと情報が多いのではないかと、そういうものもあるかと思います。あわせて、再犯じゃないんですけど、保護監査中の子どもが結構そういう悪さするのも確かにありますので、保護観察中であればすぐ通告をするというような体制をとっていますので、そのような状況で数的には、上位になってしまうのがあるのかと思う。少年事件について大体限られていて、同じ子どもたちが事件を起こす、同じメンバーで、どうしても、東部のほうは同じ子たちが事件を起こす傾向になっている。多いじゃないかと心配されている覚せい剤事件については、少年もあります。公表はできませんけども、実際あります。ただ、昔のように、覚せい剤をあっちこっちの不良から手に入れたとか、そういうのではなくて、やはりインターネット、ここから買うとかですね。大麻とかは、19~20歳直前ぐらいの子たちが多いので、大麻を吸う。LSDっていう合成麻薬を使うということで、少年として検挙している事例はある、ただし、少年事件ということで、公表はしていませんけども、そのような子供たちが、確かにいます。保護司さんに迷惑をかけるような子もいればですね。県外の子だったりすると、どうしても県外の保護司さんに戻したりしますので、こちらの保護司さんが扱わない事例も、多々あるかと思う。そういう状況になります。

(座 長) よろしいでしょうか。他にございましたらお願ひしたいと思います。それでは、もしまだ後でということでその時にご意見いただければよろしいかなと思います。
次に進ませていただきます。

(2) 令和3年度青少年相談室事業計画（案）について
事務局から報告を行い、以下の質疑が行われた。

(委 員) 学校の方ですね、校長会を代表してお話しします。三島市のGIGAスクール構想1人1台端末。学校が始まって児童生徒に渡して、始まった例としては、不

登校児が、その端末によって、学校の先生とコミュニケーションがとれるようになった。それが一番の成果であった。それからですね、コロナウィルスの第四波がやってきそうな状況ですので、今、学校ではオンラインでコミュニケーションが取れる「Teams(チームズ)」の設定を全クラス、全ての子どももつながるように作業を急いでやっている。先ほど生涯学習センターの相談員に i P a d を配布したことについて話があったが、校長会のほうで、情報共有、つながっていることが大事だということで、子どもの居場所づくりであること、コミュニケーションは一番大事なことだということで、そのコミュニケーションを作るとか、多くのさまざまなところとつながっていることが大切なことなので、ぜひつながるようになりますのでよろしくお願いします。

(座 長) G I G Aスクール構想について追加説明ありがとうございます。相談室の先生と不登校の子どもや相談室に通ってくる子どもたちは、「Teams(チームズ)」でコミュニケーションがとることができるのでありますか?

(事務局) 現在、相談室の相談員と子どもたちが「Teams(チームズ)」でつながるために、担任の招待が必要になるので、すぐにつながることができない状況である。

(座 長) この点については、今後の課題として検討する必要があるところですね、ほかにご意見のある方。

(委 員) 電話相談受付時間の変更と延長についてということで、相談受付時間のピークはちょっとわかりませんけども、子どもたちの学校の時間帯しか電話の時間が書いてない。相談する子どもたちはおそらく学校終わってからじゃないということで、警察にもちよこちょこ電話が来ます。警察に電話がくると、ただ、聞いて欲しいという内容であっても、保護者の方へ連絡したり、学校へ連絡したりというのが、警察の組織としてやるべき対応となってしまう。保護者の方も、警察から電話が掛かって来たとなると、大きく構えちゃったりする。また、こじれてしまう心配があります。警察としての対応としてはそうせざるをえない。なので、できるのであれば相談員を配置していただいて、夕方6時までとかで、子どもたちの意見をそちらで聞いてもらえるような方法があれば、子どもたちはどっかで話したいのでしょうけどやっているところは、警察とコンビニぐらいしかないので、電話がかかってきちゃうというのがあるので、一応その辺もご検討いただきたい。

(事務局) 相談室の現状ですけれども、私も生涯学習センターの方に設置してあります、学習センターは夜間、20時過ぎまでやっておりますので、そちらにかかった場合については、それを承って、相談室の先生方にお伝えすると、そういう体制をとっております。そして、この電話のピークですけれども、相談室につきましては、子どもさんから直接よりも、まず、最初に親御さんの方からのご相談をいただくことが多くございますので、時間的にはですね、ばらけているととらえています。

(座 長) なかなかその夜間の受け付けということが、できていないということは、心苦しいところでありますけれども、学校あるいは青少年相談室を通じてですね、「24

時間子どもSOS」です。文科省の方は繋がりますので、それをまず紹介するということも一つの手だてかなと思いますので、対応の方よろしくお願ひします。他にいかがでしょうか

(委員) 今の内容に関連すると思うのですけども、iPadを含めて、IT化と言つたらいいのでしょうか、道具を有効に利用するということは、時代の流れとして、自然にあるべきものかなと思います。

ただ、これが万能であるということでは当然ないわけであって、特に対象が子どもである、という部分で、すべてが、成人のように、弊害となるものを認識して、利用できるところまで至ってないということを想定して考えた場合、やはり子どもに応じた、対応の仕方っていうのが当然あるべきだと思いますので、ツールの一つとして、増えているというような位置付けの中で、最終的には、心を通わせた対話というのが終着点であるような気が私はしますので、道具の一つとして位置付けていただくようにお願いしたいなと私は思います。

また相談の受付け時間等に関しましては、まさに、ここにあってはこういった道具を利用するというのが、一番いいことだと思います。よって、相談の投げかけは24時間、何かしらの形でAIに近い形で、ゆくゆくはAI的な対応ができる、それに心を通じ合わせるような、対応が後からできるような、ものに向けてですね、段階的に、スケジューリングをした中で、計画を立てていくということが問われてくるのかなあというふうに思いました。

(座長) 最初の部分でありますけれども、おっしゃる通り、物事には光と影があるといふうこと、今学校現場ではですね、これを活用するということに主軸がございますけれども同時に、情報モラルの教育についてどうするか、それから健康面、特に視力の低下を防ぐために、姿勢をどのようにしたらいいかということも併せて、子どもたちに指導もいたしますし、保護者の方にもご理解をいただくというようなことをしております。

もう一つ、AIの活用によってですね。人間が夜間いない中でも、何らかの形で悩みをキャッチできるような方策をするというふうなことはこれから時代、必要なことであろうかと思いますので、その点も研究していくようにしていきたいと思います。

学校での指導について委員から少しお話をしてください。

(委員) まことにその通りで、ツールとして使うということ。それと座長がおっしゃったように光と影がある、そのために必ずルールが学校ごとにいろいろある。モラル教育、外部指導者を招いて講演を行ったり、それを同時に教諭と一緒に連携させながら行えるツールとして使えるモラル教育、それを教育課程の中に入れている。子どもたちに問題が起こった時点で、情報教育をおこなうようにしている。どうしても、問題は出ますので、モラル教育を同時に本当しなければならない。また、本校の場合でしたら、日本安全学会や市民安全学会又は警察政策学会の方を呼んでモラル教育を行ってもらっている。他の学校でも、同じようにやっている。これらの教育を行っていただける方をご紹介していただける方はお願いします。

(座長) これまで青少年サポートセンター建設の時にも、三P連の全体研修の中で情報モラルの教育、講演をしてくださったり、学校へ出前授業をしてくださったり、様々な形で警察からもご協力をいただいております。

これからもぜひよろしくお願ひしたいと思います。
他にはいかがでございましょうか。
それでは、令和3年度の事業計画案について、ご承認いただけますでしょうか。
ご承認いただける方は挙手をお願いしてよろしゅうございますか。ありがとうございます。
それでは計画案を承認いたしますので、案の文字を消していただきたいと思います。
次にその他に移りますが、委員の皆様がお持ちの議題等がございましたらここでお出し
いただきたいと思いますが、どうでしょうか。
本日はございませんようでしたら、6番の情報交換に移りたいと思いますので、事務局にお返しいたします。

- (事務局) それでは情報交換ということで進行させていただきたいと思います。議題の中でかなりいろんな情報交換というかお話をいただいた点もございますので、特にこの情報交換の中で不足しているのものというか、この各皆さん所属の団体の中で、何か問題等あればこの機会ですので、ご意見等、情報交換の中で、ご発言いただければと思いますが、どなたがいらっしゃいますでしょうか。
- (委 員) 皆さん気になるのは少年の非行状況は、少年がどんな犯罪を行っているとか、どういうことをしているかっていうことがちょっと気になっているかと思います。今年入って、どういう犯罪を検挙したかっていうのを、少年の1月から4月の事件は、家庭裁判所とかに7件、事件として送っており、現在、捜査中の事件が5件ぐらい、10件から12件ぐらいが、今年4月までに、発生している少年事件になります。それ以外にも、通告措置とかですね、そういう形で、ちゃんと事件化、少年の非行としてとらえないこともありますけども、これが件数になります。事件の内容として、概ね多いのはやはり、窃盗事件、オートバイ盗、自転車盗、万引きです。次に今年は、粗暴犯ですね、喧嘩して傷害事件を起こしたということで、最初の頃、中学生も逮捕しておりますので、三島の地域でいうと、最初の頃は、今年の春までは北部地域ですね、ちょっと。悪さする人が多かった。もう、現在は南の方が、函南町とつるんで悪さは多い。私ども警察としてはですね、その処分を厳しく求めるようにしています。少年送致もする子もいればですね。保護観察処分になる。もう、こういうことは。厳しくすることですね、やはり再犯率が高くですね、同じ子が何回も同じような犯罪。なかなか直らないということで、当然警察だけができるものではありませんので、保護司さんをはじめ皆さんの力を借りて、捕まえればその少年は終わりとか直るとか、そういう問題ではなく、何とか更生していくようにしていければと考えています。刑法犯以外の特別法犯、例えば覚せい剤であるだとか、児童ポルノということで、事件として取り扱っているものについては、覚せい剤もありますけども、多いのがやっぱり児童ポルノ。自分の裸の写真を撮ってですね。相手に送る。もしくは子どもの裸の写真を誰かに、売ってあげるとか、ツイッターに出て、みんなにみてもらう公然わいせつということで、これは年齢が、16歳、17歳、18歳ぐらいが多い。性的好奇心が強くなっている年代の子たちが、そういう裸の写真をインターネットに掲示したりしてという犯罪が多くなっている。これも立派な犯罪ですので、少年としても見過ごせず送っています。あと最後に委員の方からありました補導活動、気になっているのは「サントムーン」だと思われますが、確かに三島に住んでいる子たちが、「サントムーン」に行って悪さをしたりします。当然その管轄っていうのがあってですね。そこで事件を起こすと沼津の事件になります。子どもたちとか大人とかそういう方には、その管轄とか、線が引いてあるわけじゃありませんので、時々三島、函南、清水町、沼津

の学校の先生、生徒指導の先生とですね、市町の教育担当職員の方と警察を交えて、対策とか情報交換の会議をしています。補導についても、サポートセンターというところを通じて、市町関係なく情報共有している。当然、三島の子たちが、沼津で悪さをすると私の方にも情報が入って、当然把握する。ただ補導活動という面で、やはり三島の補導員の方は、市内をしっかりやってもらう、清水町も同じようにこういうシステムがありますので、清水町の方が「サントムーン」の補導活動を行ってもらう、沼津の街は、沼津の補導員ということで、それぞれの限られた地域の中で、補導活動をやっています。

(教育長) 三島市はスマート市役所を標榜していますので、受付の一部ではA Iが対応していますので、今後、青少年相談室の相談がA Iを活用することが可能かどうか教育部長からご意見をうかがいたいと思います。

(教育部長) A Iの活用ですね市役所の受け付け業務であるとか、いろいろな部分で活用が始まっています。青少年相談室におきましては、例えば基本的な回答のパターンのようなものや、ご案内であるとかですね、そういうものであれば、とりあえずはできるかなというふうに思いますので、手をつけられるところからですね、徐々にそういう部分を対応していきたいと考えております。

(委 員) 私は、子ども会連合会と、青少年健全育成会に参加している立場で、ぜひお願いしたい内容です。会員の方々に、この場の情報や得る情報、健全育成という観点で、必要な有益な情報を、ぜひ伝えていきたいという思いがあります。世の中、非常に情報社会という社会になった中で、様々な情報が溢れてしまっている。あふれているがゆえにですね。マイナスの要素により心を高揚させない、沈ませるような情報が非常にあふれていることが私は弊害であるのかなというふうに思っています。そういう意味では、心のリフレッシュが必要ではないのかなあというふうに思うのですね。そういう意味で、心のリフレッシュに繋がるような、コロナ禍において、必要なこと。それは当然ながら、それぞれの立場のそれぞれの人に対してということで、子どもに対してとか、子どもを育てている家庭にあってはとか、または、育成者に対してとか、地域と方々に対してという、それぞれのポジションにおいて、どんなことに注意すべきなのか、配慮すべきなのか、その時期によって違いがあるのか、というような、何か健全育成に繋がるような情報があれば、ご提供いただきたい。

または、どこのページにそういったものが、手に入れられるっていうような形はすでにあるとは思うのですけども。情報があふれている社会なので、ここに行くと、非常にその心のリフレッシュできるような情報が手に入れて、ある意味、安心できるとか、ほっとできるとか、心のリフレッシュに繋がるというようになる事も情報社会の中では必要であって、適正な情報を発信するというのも、こういった、会議の中で方向性が見出せるものだと思うので、ぜひ、この辺りも含めて、ご検討いただけたらありがたいなと思いますし、情報の開示を期待するところであります。

(事務局) 情報の関係等につきましては、市のホームページに、青少年相談室に関連するところの部分に、そういった情報を盛り込んでいく可能性を今後検討させていただきたいと考えておりますので、情報提供等々が、今後図られるようにしていきたいと考えております。

ご意見等も特になければ、誠に申し訳ないのですが終了させていただくような形

をとさせていただきますが、よろしいでしょうか。それでは以上をもちまして、令和5年度第1回青少年相談室運営懇話会を終了いたします。